

今後の主要な検討テーマ

※現時点で想定されるものであり、今後変更があり得る。

① 地域の医療提供体制のあるべき姿(地域医療構想等)の推進

	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
医療計画	本年度中に地域医療構想を含めた第7次医療計画(平成30年度～35年度)を策定することとなっている。各都道府県において、地域医療構想の推進に向けた取組を進めているところ。	8月までに、第7次医療計画策定に向けた指針等を改正し、都道府県に提示済み。地域医療構想の達成に向けた取組について、「医療計画の見直し等に関する検討会」で議論中。	「医療計画の見直し等に関する検討会」において、地域医療構想調整会議における検討の進め方、今後の病床機能報告制度の在り方等について、議論を進める。
医師偏在対策	平成20年度以降、医学部定員を臨時増員してきたが、医師の偏在があり、地域における医師不足は解消していない。抜本的な地域偏在・診療科偏在対策を検討する必要がある。	医師の確保策、地域偏在対策等について、「医師需給分科会」において議論中。	「医師需給分科会」において、法改正を視野に、年末に向けて医師偏在対策の具体的検討を進め、とりまとめ予定。
専門医	現在、平成30年度の研修開始に向け議論されている専門研修については、医師偏在の懸念が地域医療関係者より示される中、地域医療に十分配慮される仕組みとするための検討を行う必要がある。	地域医療に求められる専門医制度の在り方について、「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」において議論中。	「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」において、今後の医師養成の在り方と地域医療について検討を進める予定。

② 医師の働き方改革について

	現状と課題	現在の検討状況	今後の検討の進め方
医師の働き方改革	働き方改革実行計画(平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定)において、医師については、時間外労働規制の対象とするが、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要であるため、改正労働基準法の施行期日の5年後を目途に規制を適用することとされた。	働き方改革実行計画を踏まえ、医療界の参加を得た検討の場として、「医師の働き方改革に関する検討会」を設置。平成29年8月2日に第1回検討会を開催。	医療界の参加を得た検討の場において、働き方改革実行計画から2年後を目処に、時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしている。 なお、「医師の働き方改革に関する検討会」については、平成30年の年明けを目途に中間整理をとりまとめる予定。

③ 医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）の施行に関する事項について

	改正内容	施行日	今後の検討の進め方
特定機能病院におけるガバナンス体制の強化	医療法の一部を改正し、開設者に対し管理者の選任方法の透明化、管理者権限の明確化、監査委員会の設置等の義務付けを行った。	公布日（平成29年6月14日）から起算して1年以内の政令で定める日	以下の事項について「特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会」において議論する予定。 ・病院における適切な意思決定を行うための体制 ・管理者に求められる資質や選任方法等
医療に関する広告規制の見直し	医療法の一部を改正し、医療機関のウェブサイト等についても他の広告媒体と同様に虚偽・誇大等の不適切な内容のものを禁止し、是正命令や罰則等の対象とする改正を行った。	公布日（平成29年6月14日）から起算して1年以内の政令で定める日	以下の事項について「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」において議論する予定。 ・規制の対象範囲 ・医療に関する適切な選択にあたって、広告可能事項の限定の例外とする基準等
検体検査の精度の確保	医療法及び臨床検査技師法の一部を改正し、精度管理の基準の明確化等の改正を行った。	公布日（平成29年6月14日）から起算して1年6月以内の政令で定める日	以下の事項について検討会（今後設置）において議論する予定。 ・検体検査の分類の見直し ・遺伝子関連検査を含めた検体検査の精度管理の基準等

④ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行に関する事項について

	改正内容	施行日	今後の検討の進め方
介護医療院の創設に伴う所要の見直し	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護医療院が創設されることとなった。	平成30年4月1日	以下の事項について、医療部会において、今後具体的要件をご議論いただく予定。 <ul style="list-style-type: none"> ・療養病床の看護師の配置基準の経過措置の見直し ・病院の医師の宿直義務の免除 ・病院又は診療所が介護医療院に転換した場合に転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できる特例 <p style="text-align: right;">等</p>